

## 仙台市こども医療費の助成に関する規則実施要領

(平成25年9月30日 子供未来局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要領は、仙台市こども医療費の助成に関する規則（平成23年12月27日仙台市規則第79号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、医療助成事務に必要な実施細目を定めるものとする。

### (住所要件)

第2条 規則第3条第1項に規定する「本市の区域内に住所を有するこども」とは、本市に居住し、かつ、本市に住民登録をしているこどもをいうものとする。

2 規則第3条第1項に規定する「市長が特別の事由があると認めるとき」とは、こどもが本市に居住しているにもかかわらず、家庭内暴力の危険回避等やむを得ない事情がある場合、及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条又は第116条の2の規定により、本市の世帯に属するものとして国民健康保険の被保険者となっていたときとする。

### (医療費の助成)

第3条 規則第4条第2項の規定により助成する額は、1円未満を切り捨てた金額とする。

2 規則第4条第2項ただし書きに規定する「その額」とは、こども医療費助成申請書1件について計算した金額とする。ただし、健康保険組合等において診療報酬明細書を合算する場合は、こども医療費助成申請書も合算して計算した金額とする。

### (資格登録申請書等)

第4条 規則第5条第2項の申請書は、こども医療費助成資格登録申請書とし、同項の規定により添付させる書類は、次に掲げる書類のうち区長が必要と認める書類とする。なお、添付させる書類は、原本の写しで差し支えないものとし、区長が当該申請に関する事項を公簿等で確認できるときは、添付書類を省略可能とする。

- (1) こどもと保護者の各種健康保険等への加入状況が確認できるもの
- (2) 保護者名義（申請者が対象児童本人のときは対象児童本人名義）の振込口座が確認できるもの
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項の対象者と住民票上の世帯を同じくする父又は母（以下「同一世帯保護者」という。）が、前項の申請書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付したときは、その配偶者を保護者としないことができる。

- (1) 同一世帯保護者が、対象者と住民票上の世帯を異にする配偶者と離婚協議をしている場合
  - ア 申立書
  - イ 同一世帯保護者及び対象者の住民票の写し
  - ウ 離婚協議中であることを客観的に証明する書類

- エ 対象者が同一世帯保護者の社会保険各法の規定による被保険者となっていることを証する書類
  - オ その他区長が必要と認める書類
- (2) 同一世帯保護者の配偶者が所在不明となつてから1年を経過した場合
- ア 申立書
  - イ 配偶者の所在不明を客観的に証する書類
  - ウ 対象者が同一世帯保護者の社会保険各法の規定による被保険者となっていることを証する書類
  - エ その他区長が必要と認める書類
- 3 前2項に掲げる添付させる書類について、本市の公簿により確認できる場合で本人の同意があるときは、添付を省略させることができる。

(変更の届出)

第5条 規則第5条第3項の規定による変更届を提出する場合は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる書類のうち区長が必要と認める書類を添付するものとする。

(受給者証等の交付)

第6条 区長は、規則第5条第1項の規定により受給資格の登録をしたときは、対象者の保護者等に対し受給者証を交付する。

- 2 区長は、規則第5条第1項の規定により申請書の提出を受けるとき、規則第5条第3項の規定により変更届の提出を受けるとき又は規則第6条第3項の規定により受給者証の更新をするときにおいて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号の規定により特定個人情報の提供を求めるにあたっては、対象者の保護者等から地方税関係情報連携に係る同意を得なければならない。
- 3 区長は、規則第5条第1項の規定による申請が形式上の要件に適合しないものであるときは、申請者に対し、補正を求めるものとする。
- 4 区長は、規則第5条第1項の規定による申請において受給資格がないと認定したとき又は前項の規定による補正を求めたにもかかわらず、申請者の責めに帰すべき事由により90日以内に補正がなされないときは、申請者に対し、こども医療資格登録申請非該当通知書を交付するものとする。

(助成の方法)

第7条 規則第8条第1項の規定により保険医療機関等に支払う場合は、宮城県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を通じて支払うものとする。この場合は、附加給付の控除はしないものとし、100円に満たない場合も支払うものとする。

- 2 規則第8条第1項ただし書きに規定する「市長が特別の事由があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 宮城県外で規則第2条第4項に規定する保険医療機関等を受診したとき
  - (2) 前号に規定する場合のほか、受給者に支払うことが適当と認められるとき

3 規則第8条第2項に規定する申請は、こども医療費助成申請書に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 療養費の支給があった場合は、診断書の写し、領収書の写し及び保険者が発行する療養費支給決定通知書の写し
- (2) 前号に規定するもの以外にあっては、診療報酬明細書の写し又は保険診療に係る保険点数（金額）の記載のある領収書等

4 規則第8条第2項に規定する「市長が特に認める場合」とは、規則第3条第1項の対象者が本市が行う国民健康保険事業の被保険者である場合で、前第2項各号の一に該当するとき（平成30年4月診療分から令和3年12月診療分までのものに限る。）、その他やむを得ないものとして区長が認めた場合とする。

（助成の決定等）

第8条 規則第8条第4項の規定により助成を決定したときは、次の手続きにより助成金の支給を行うものとする。

- (1) 助成金の支給は、仙台市指定金融機関（以下、「指定金融機関」という。）に依頼し毎月15日又は28日（その日が指定金融機関の休業日に当たるときは、休業日の翌日以後で休業日に最も近い休業日でない日とする。ただし、12月28日が休業日に当たるときは、休業日の前日以前で休業日に最も近い休業日でない日とし、その他特段の事情がある場合は、市長がその都度定める日とする。）に行うこと
  - (2) 助成金の支給は、資金前渡の方法により行うこと
  - (3) 助成金の支給に係る資金前渡取扱者（以下、「取扱者」という。）は、第1号に規定する支給日に支払いを行い得るよう、指定金融機関に開設する取扱者名義の預貯金口座に資金の振込を行うこと
  - (4) 取扱者は第1号に規定する支給日において、前号の預貯金口座から第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けた対象者の保護者等の預貯金口座に、振込を行うことにより支給すること
  - (5) 振込により支給したときは、対象者の保護者等に医療費助成金交付決定兼支払通知書を送付すること
- 2 取扱者は、助成金の支給を完了したときには、指定金融機関から提出される収支報告書に基づき、速やかに精算を行うものとする。
- 3 第1項の規定による助成金の支給後に、健康保険の変更、診療点数の記入の誤り又はその他の理由による過支給が判明したときは、返納通知書により返納させるものとする。

（受給者証の再交付）

第9条 規則第9条の規定により受給者証の再交付を受けようとする者は、医療費受給者証再交付申請書により区長に再交付を申請しなければならない。

（第三者行為による被害の届出）

第10条 規則第12条の規定により、対象者の保護者等が第三者の行為による被害届を市長に届け出る場合は、区長を通じて提出しなければならない。

(助成を受けた額の返還)

第11条 規則第15条の規定によるもののほか、その他区長が必要と認めるときは、区長は、当該助成を受けた者につき、当該助成の額の全額又は一部を返還させることができる。

(遅延損害金)

第12条 受給者は、規則第15条の規定又は前条の規定による返還金について、納付期限までに納付しないときは、当該返還金の額(返還金の一部につき納付があったときは、その納付のあった返還金の額を控除した額)につき法定利率で納付期限の翌日から起算してその完納の日までの日数によって計算した額(納付期限から完納の日までにうるう年がある場合は、1年を365日として日割計算した額)に相当する遅延損害金を納付しなければならない。ただし、当該返還金の額が2,000円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の返還金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 3 前2項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 第1項から第3項までの規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満であるときは、第1項の規定にかかわらず、受給者は、その遅延損害金を納付することを要しない。

(申請書の様式)

第13条 申請等に用いる様式については、次の各号のとおりとする。

- |                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| (1) こども医療費助成資格登録申請書                   | (様式第1号)  |
| (2) こども医療費助成登録事項変更届                   | (様式第2号)  |
| (3) こども医療費助成資格喪失届                     | (様式第3号)  |
| (4) こども医療費助成受給者証                      | (様式第4号)  |
| (5) こども医療費助成申請書                       | (様式第5号)  |
| (6) 高額療養費の代理請求および受領について               | (様式第6号)  |
| (7) 高額療養費照会・申請及び受領に関する委任状(こども医療費助成専用) | (様式第7号)  |
| (8) 高額療養費支給申請書(こども医療費助成専用)            | (様式第8号)  |
| (9) 高額療養費給付額調書(仙台市こども医療費助成専用)         | (様式第9号)  |
| (10) 医療費助成金交付決定兼支払通知書                 | (様式第10号) |
| (11) 医療費受給者証再交付申請書                    | (様式第11号) |
| (12) 第三者行為による被害届                      | (様式第12号) |
| (13) 医療費助成送付先住所(設定・変更・解除)申出書          | (様式第13号) |
| (14) 同意書                              | (様式第14号) |
| (15) 申立書                              | (様式第15号) |
| (16) こども医療資格登録申請非該当通知書                | (様式第16号) |

附 則

(実施時期)

この要領は、平成25年10月1日より実施し、平成24年1月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月11日改正)

この改正は、平成28年8月1日から実施する。

附 則 (平成29年3月15日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年11月10日改正)

この改正は、平成29年11月13日から実施する。

附 則 (平成30年3月28日改正)

(実施時期)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第4項の規定は、この要領の実施の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年6月1日改正)

この改正は、平成30年6月1日から実施する。

附 則 (平成30年7月27日改正)

この改正は、平成30年7月30日から実施する。

附 則 (平成31年3月18日改正)

(実施時期)

- 1 この改正は、平成31年4月1日から実施する。

(遡及適用)

- 2 改正後の第4条第1項及び第2項、第5条第1項の規定は、前項の規定による実施の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、適用しない。

附 則 (平成31年4月22日改正)

この改正は、平成31年4月22日から実施する。

附 則 (令和2年6月30日改正)

この改正は、令和2年7月1日から実施する。

附 則 (令和2年12月21日改正)

この改正は、令和3年1月1日から実施する。

附 則 (令和3年7月1日改正)

この改正は、令和3年7月1日から実施する。

附 則 (令和3年8月1日改正)

この改正は、令和3年8月1日から実施する。

附 則 (令和3年9月10日改正)

この改正は、令和3年10月1日から実施する。

附 則 (令和3年12月23日改正)

この改正は、令和4年1月1日から実施する。

附 則（令和4年1月28日改正）

この改正は、令和4年2月1日から実施する。

附 則（令和4年3月23日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和4年11月7日改正）

（実施時期）

1 この改正は、令和4年11月7日から実施する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月28日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和5年9月13日改正）

この改正は、令和5年10月1日から実施する。

附 則（令和6年12月1日改正）

（実施時期）

1 この改正は、令和6年12月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和8年3月31日改正）

（実施時期）

1 この改正は、令和8年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領の実施の際現にあるこの要領による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。